



# 山形県公報

平成18年9月5日(火)  
第1773号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                             |                      |      |
|-----------------------------|----------------------|------|
| 救急病院等の告示.....               | (健康福祉企画課) ...        | 1181 |
| 民有保安林の指定の解除.....            | (森 林 課) ...          | 同    |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知..... | ( 同 ) ...            | 1182 |
| 民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....     | ( 同 ) ...            | 1183 |
| 道路の区域の変更.....               | (村山総合支庁北村山総務建築課) ... | 同    |
| 同 .....                     | ( 同 ) ...            | 1184 |
| 同 .....                     | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 同    |
| 県道の供用の開始.....               | ( 同 ) ...            | 同    |

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第841号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。  
平成18年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称    | 所 在 地             | 認 定 期 間                      |
|--------|-------------------|------------------------------|
| 白鷹町立病院 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲501番地 | 平成18年10月1日から<br>平成21年9月30日まで |

#### 山形県告示第842号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成18年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 解除に係る保安林の所在場所  
長井市平野字北脇ノ沢4164 - 1、字折草下4157 - 1、字南前野4167 - 1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 保安林解除の理由  
ダム用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第843号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成18年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市大鳥字吉岡1 - 26、字松ヶ崎346 - 1
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - ハ 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市下田沢字王将倉1
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - ハ 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所  
南陽市小滝字獅子喰八1128、1128 - 1、1129、1129 - 1、1130、1130 - 1
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - ハ 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課並びに鶴岡市役所及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第844号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年9月5日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成元年5月9日山形県告示第564号
- (2) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成4年8月28日山形県告示第1024号
- (2) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和30年8月30日山形県告示第661号
- (2) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第845号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年9月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成18年9月5日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| 東根市一本木一丁目1755番11から |   | 旧    | 43.5メートル | 541メートル |
| 同 大字蟹沢字鳥居崎1735番1まで |   |      | 8.5      |         |
| 同                  | 上 | 新    | 49.0メートル | 同上      |
|                    |   |      | 23.5     |         |

## 山形県告示第846号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年9月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成18年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根大森工業団地線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東根市大字東根元東根字一本木5975番2から<br>同 一本木一丁目1755番11まで | 旧    | 48.4メートル<br>と<br>22.0 | メートル<br>641 |
| 同 上                                         | 新    | 48.4メートル<br>と<br>22.0 | 同 上         |

## 山形県告示第847号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年9月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成18年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 勸進代舟場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|--------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 長井市五十川字袋6014番7から<br>同 1905番3まで | 旧    | 30.2メートル<br>と<br>12.4 | メートル<br>36 |
| 同 上                            | 新    | 30.2メートル<br>と<br>12.4 | 同 上        |

## 山形県告示第848号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成18年9月5日から同月18日まで縦覧に供する。

平成18年9月5日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 勸進代舟場線
- 2 供用開始の区間 長井市五十川字袋6014番7から  
同 1905番3まで
- 3 供用開始の期日 平成18年9月5日

## 正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行     | 誤      | 正                                                                                                                   |
|------------|-----------|-----|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成18. 6. 2 | 第1746号    | 848 | 下から22 | に係る    | 後の                                                                                                                  |
| 同          | 同         | 同   | 下から20 | 変更しない。 | (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。<br>(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。<br>(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 |
| 同          | 同         | 同   | 下から9  | 変更しない。 | (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。<br>(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。<br>(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 |
| 同          | 同         | 849 | 2     | 変更しない。 | (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。<br>(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。<br>(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 |
| 同          | 同         | 同   | 12    | 変更しない。 | (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。<br>(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。<br>(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 |

平成18年9月5日印刷  
平成18年9月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056